

議案第 2 2 号

おいらせ町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

おいらせ町立学校給食センター条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

おいらせ町立学校給食センターの移転改築に伴い、位置及び配置職員等を変更するため提案するものである。

おいらせ町立学校給食センター条例の一部を改正する条例

おいらせ町立学校給食センター条例（平成18年おいらせ町条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、おいらせ町立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。

第2条の表中「東下谷地116番地41」を「中平下長根山1番地20」に改める。

第3条中「おいらせ町立」及び「（以下「給食センター」という。）」を削る。

第4条中「給食センター」を「学校給食センター」に、「次の」を「所長その他必要な」に改め、「ことができる」及び各号を削る。

第5条を削る。

第6条第1項中「給食センターの運営」を「学校給食センターの運営」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。